６月１６日（火） 一般質問

問１　安全・安心の確保について

（１）万が一に備え、御嶽山の噴火を教訓とし、弥陀ヶ原火山の防災対策を早急に進めるべきと考えるが、今後、どのように取り組んでいくのか、所見を問う。

　国による弥陀ヶ原の常時観測火山の指定を待つことなく、今年１月に「弥陀ヶ原火山防災協議会」を設置したことは評価する。立山弥陀ヶ原は、年間100万人の観光客が入山する一大観光地であり、立山において御嶽山並みの噴火が発生すれば、その人的被害は甚大なものと推測される。

（答）

１　火山防災については、御嶽山(おんたけさん)の噴火を踏まえ、火山噴火予知連絡会の検討会において最終報告が３月にとりまとめられ、弥陀ヶ原は、常時監視が必要な火山とされた。

　また、全国知事会としても、国に対し、火山防災体制の充実強化に関する緊急提言を行ったところ、国において、弥陀ヶ原に火山観測機器が整備され、火山観測体制の強化が図られることとなった。

　また、ご指摘のように、県では、火山噴火予知連絡会での議論を踏まえ、最終報告を待つことなく、今年１月に弥陀ヶ原火山防災協議会を設置したところであり、必要な防災対策について協議・検討を進めることとしている。

２　現在、弥陀ヶ原については、地震活動は低調に経過しており、火山性微動は観測されておらず、客観的な状況を踏まえるならば、今すぐに噴火の危険性があるという状況ではないが、万が一に備えておくことが大変重要である。

３　このため、県では、弥陀ヶ原火山の過去のデータを分析・収集し、火山防災対策へ活用するため､富山大学に地獄谷周辺の噴火堆積物の分析等を行う火山噴火履歴の調査研究を委託している。

４　また、火山防災情報の伝達手段を強化するため、現在、ホテル立山と５つの山小屋の屋内において利用可能なＷｉ(ワイ)-Ｆｉ(ファイ)について、新たに屋外の室堂ターミナルから周囲約１ｋｍの範囲で利用可能となる拠点を来月から整備することとしている。

　さらに、登山用ヘルメットの整備や、万が一の際の救助活動のために、ガスマスク等の資機材整備も行っている。

５　現在、国において、活火山法の改正について審議が行われているが、県では、弥陀ヶ原火山の防災対策の推進について、重要要望事項として働きかけてきたところであり、今後とも関係機関と連携を図り、観光客や登山者の安全対策にしっかり取り組んでまいりたい。

（２）地域防災計画の中における火山災害の位置付けはどのようになっており、今後、どのように取り組んでいくのか、所見を問う。

　活動火山対策特別措置法の改正を踏まえ、地域防災計画への反映も必要になってくる。

（答）

１　県地域防災計画における火山災害対策については、風水害編に準じた対策を講じることとしており、弥陀ヶ原の異常現象を発見した者の通報義務や火山情報の発表・伝達系統等は、風水害編の中で、個別に火山応急対策として記載しているところである。

２　火山防災については、現在、国において、活動火山対策の強化を図るため、活火山法の改正について審議が行われている。

この改正案において、国は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定し、その指針に基づき、警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を指定することとされている。

　また、この国による指定後、都道府県防災会議は、①火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、②市町村が避難場所、避難経路を定める際の基準、③避難・救助に関する広域調整等について、都道府県地域防災計画に定めることとされている。

３　県としては、国による基本指針の策定や火山災害警戒地域の指定等を踏まえ、（今回の改正で法定設置となる火山防災協議会の意見もお聴きした上で、）県地域防災計画の改定について、適切に対応してまいりたい。

（３）富山高山連絡道路の整備促進のため、今後どのように取り組んでいくのか、岐阜県との連携方策と併せて、所見を問う。

（答）

１　富山高山連絡道路は、富山市と岐阜県高山市を結ぶ　延長約８０ｋｍの地域高規格道路であり、両県の産業、　経済の活性化、広域観光の振興、交流人口の拡大などに　大いに寄与する道路である。

２　このうち、富山市楡(にれ)原(はら)から栗(くり)山(やま)間延長約１２ｋｍが　大沢野富山南道路として、昨年度、国において新規事業化され、現在、測量及び設計が進められているところである。また、隣接する富山市猪(いの)谷(たに)から楡原間延長約７.４ｋｍが猪谷楡原道路として事業が進められ、平成22年度に庵(いおり)谷(だに)から楡原間３.０ｋｍが一部供用されたところである。　残る１.６ｋｍについて、今年度より神通川に架かる　　(仮称)猪谷橋などに着手する予定と聞いている。また、　岐阜県では、高山国府(たかやまこくふ)バイパス等の整備が進められている。

３　本道路の整備促進のため、県では知事自ら機会あるごとに国などへの要望を行っており、また、岐阜県知事との毎年の懇談会において、両県が連携して整備促進に取り　組んでいくことを確認しているところである。さらに、　本県及び岐阜県の沿線市町村等からなる整備促進期成　同盟会において、国等へ整備促進の要望が行われている。

４　富山高山連絡道路は、国道４１号の渋滞解消や事故削減などにつながる、本県にとって大変重要な道路であり、今後引き続き、岐阜県や沿線市町村、整備促進期成同盟会等とも連携し、また、県議会の皆様の力強いご支援もいただきながら、整備促進を国に強く働きかけてまいりたい。

（４）県は、市町村や地元自治会等が防犯カメラを設置する場合に初期費用の一部を助成しているが、これまでの実績と評価、及び本年度の予定について、問う。

　犯罪の抑制や安全・安心の確保に大きな効果があると言われる防犯カメラの増設に期待する。

（答）

１　県では、北陸新幹線開業で見込まれる交流人口の増加を踏まえ、治安の維持・向上を図るため、平成25年11月から、市町村や地元自治会等が防犯カメラを設置する場合に、その初期費用の一部を助成しているところである。

２　昨年度までの実績については、10市町144台に対して助成を行っており、駅周辺や通学路、地下道等に設置されている。

３　防犯カメラの設置により、各地域の方々からは、①地下道を安心して利用できるようになった、②自転車の盗難被害が大きく減少した、③声かけ等の不審者が減少した、④駅舎へのいたずらや公共物の破損が減少した、などの声があり、地域の安全・安心の確保につながっているものと考えている。

４　防犯カメラ整備への支援については、新幹線開業に間に合わせるため、緊急対策として、取り組んできたところであるが、設置にあたって、自治会での意思決定に時間を要するという事情もお聞きしたことから、特別に本年度も助成制度を継続したところである。

現在のところ、５市町から43台の設置希望があるが、予算的にもまだ対応が可能であることから、積極的に制度の活用を検討していただきたいと考えている。

（５）今後の防犯カメラの設置と県民への防犯意識の啓発にどのように取り組んでいくのか、所見を問う。

北陸新幹線の開業に伴い、交流人口が拡大し、ありがたくない招かざる客も増えてくることも予想される。地域の安全・安心のためには、防犯カメラの果たす効果に大いに期待するが、同時に県民が防犯意識をより強く持つことも大事。

（答）

１　地域における安全・安心を確保するためには、議員御指摘のとおり、防犯カメラの設置拡充や、県民ひとり一人の防犯意識を高揚して自主防犯行動を促進することが極めて重要であると認識している。

２　県警察では、市町村や自治会等に対し、防犯カメラの有効性や、県の助成制度等を説明するなどして、その普及啓発に努めてきたところであるが、本制度が本年度も継続されたことから、これを有効に活用して設置を働き掛けて参りたいと考えている。加えて、民間事業者に対しても地域の安全を見守る防犯カメラの積極的な設置を求めて参りたいと考えている。

３　県民への防犯意識の啓発という点では、本県の無施錠被害率が依然として高く、未だ防犯意識が充分浸透していないことが窺われるところである。このため、自主防犯行動の第一歩であるカギかけの浸透を図るため、現在、カギかけキャンペーンを展開しているところである。また、犯罪の発生実態を分析し、自主防犯行動につながる犯罪発生マップ、地域安全情報、防犯だより等を適時提供しているところである。さらに、県民の防犯意識の啓発に努めているところである。

４　県警察では、今後とも関係機関・団体、地域住民の方々と連携して、犯罪の起きにくい環境づくりを強力に推進して参りたいと考えている。

（６）自主防災組織の組織率の向上と体制の強化をどのように図っていくのか、組織率の現状と併せて、所見を問う。

（答）

１　大規模災害の発生時には、「自助」や「共助」が重要であることから、県民の防災意識をさらに高め、自主防災組織などを中心とした地域の防災力を強化する必要がある。

２　このため、県では、自主防災組織の組織化を支援するため、①自主防災組織が行う防災資機材整備に対し、市町村と連携して支援しているほか、②自主防災組織が結成されていない地区の役員等を対象とした、災害図上訓練等を行う研修会の開催や、③自主防災アドバイザーによる組織の設立、運営等への助言を行ってきたところである。

３　こうした取組みの結果、自主防災組織の組織率は、平成17年４月の38.4％から、本年５月には76.1％と増加しており、これまで組織率が低かった富山市や高岡市などの都市部においても組織化が進んできているところである。

４　また、自主防災組織の体制の強化を図るため、①地域における防災活動のリーダーとなる防災士の養成や、②自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催しているほか、③自主防災組織が実施する実践的な訓練に対し、市町村とともに支援しているところである。

５　今後とも、四季防災館を活用した防災体験や出前県庁などを通じて、自主防災組織の必要性に対する理解や組織への参加の促進を図り、自主防災組織の組織率の向上と体制の強化に努めてまいりたい。

問２　人材育成・担い手確保対策について

（１）「地域創生人材育成事業」に、富山県から提案していた「富山県地域創生人材育成事業計画」が採択されたが、今後、県として人材育成にどのように取り組んでいくのか、中長期的な方針も含めて、所見を問う。

　全国的な雇用情勢の改善や労働需要の高まりなどに伴い、一層の人手不足が懸念される中、地方創生の観点からも、それぞれの地域の特性を踏まえた人材の確保・育成対策の強化を図ることが必要。

(答)

　県内の有効求人倍率については、本年４月には1.47　倍(全国第５位)と全国平均を上回り、雇用環境の改善が進んでいるが、

１　「建設関連分野」や「福祉関連分野」、ものづくり分野のうち「金属材料製造等」など、分野によっては人材不足の状況が見受けられるが、本県産業の発展のためには、こうした分野での人材の確保・育成の強化を図ることが必要である。このため、県では、これまでも、①技術専門学院や民間教育訓練機関における公共職業訓練や、②雇用創出基金を活用した、建設や福祉分野等での人材の確保・育成、③「富山県ものづくり産業未来戦略雇用創造プロジェクト」における、高度で専門的な知識や技術を有するものづくり人材の確保等に取り組んできたところである。

２　今年度は、新たに、技術専門学院での女性にも受講しやすいものづくりコースの新設、建設機械の操作技能訓練の実施など建設業で即戦力として活躍できる人材の育成、県内企業が行う海外での実地研修への支援によるグローバル人材の育成等に取り組むこととしている。

３　こうした中、今年度国において、従来型の公共職業訓練等では対応できない新たな人材育成の取組みを行う、本県の「富山県地域創生人材育成事業計画」が採択されたところである。この計画では、人手不足となっている「ものづくり（職人、新伝統工芸人材）」、「介護・福祉」、「建設」に加え、今後高い需要が見込まれる「観光」（外国人対応ツアーガイド、外国人対応サービス人材）の４分野を対象に、本県の実情を踏まえた人材の確保・育成等に取り組むこととしている。

４　また、将来を担う人材の育成については、中学校での「社会に学ぶ１４歳の挑戦」、大学生・高校生のインターンシップなどに取り組んでおり、産業界においても、県内の大学で寄附講座の実施等が行われているところである。

５　今後とも、教育界、産業界と連携を図りながら、しっかりと、本県産業を担う人材の確保・育成に取り組んでまいりたい。

（２）大学生、高校生や専修学校生のみならず、小中学生にも建設業の大切さを啓発することが大事だが、建設業の若手の担い手確保対策について、今後どのように取り組むのか、所見を問う。

　建設業従事者の減少とともに高齢化が進んでおり、担い手不足は深刻。将来を担う若手の確保と育成が重要な課題となっている。

（答）

１　県内建設企業は、公共事業の減少や競争の激化による経営環境の悪化から、建設業従事者の減少とともに高齢化が進んでおり、将来を担う若手入職者の確保と育成が重要な課題となっている。

２　昨年６月に品確法が改正され、目的として「将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」が明記されたところである。県では、これまでも、安定的な雇用や建設業の健全な経営を確保する観点などから、予定価格や低入札調査基準価格の適切な設定、工事の発注時期の平準化などに努めてきている。また、今年度から、若手技術者等の定着・育成を図るため、１､２級土木施工管理技士等の資格や除雪作業に必要な免許取得に要する費用を助成する制度を新たに創設したところである。

３　将来を担う小中学生に建設業の大切さを啓発することは重要と考えており､子供砂防教室や工事現場見学会などを開催し建設業への理解と関心を深めることに努めている。

また､県の土木事業を紹介した小冊子を県内全学校に教材として活用してもらうよう配布している。

４　県としては、地域活性化のための社会基盤整備や安全安心の確保のため、建設業界の果たす役割は重要であると認識しており、建設業の担い手の確保･育成に向けて、今後とも、建設関係団体などと連携し必要な施策を進めてまいりたい。

（３）本県においても積極的に、より女性に開かれた建設業をＰＲするなど女性技術者の育成を後押しすることができないか、所見を問う。

　金沢河川国道事務所が、建設業への女性の就職促進や就労継続等に向けた環境整備を推進していくため、女性技術者の配置を競争参加資格要件とするモデル工事を試行した。

（答）

１　建設業の担い手の確保に向け、女性技術者の育成を図ることは大変重要であり、国土交通省では関連５団体と共同で、昨年８月に「もっと女性が活躍できる行動計画」を策定し、この中に、建設業の魅力・やりがいの発信や、女性が働きやすい労働環境の整備、女性技術者の登用を促すモデル工事の実施などが盛り込まれたところである。

２　このような中、県では今年度、建設業協会と協力して､一般の女性に、土木施設が担う役割や効果を体験・理解していただき、女性の視点で発掘した建設業の重要性や魅力をパンフレットにとりまとめてＰＲすることとしている。

また､女性や若者の就業などを促進するため、企業が実施するトイレの改装やシャワー設備の改修などの労働環境改善に対する補助を今年度から新たに実施している。

３　国土交通省においては、女性技術者の配置を入札参加条件とするモデル工事を、昨年度から実施しているところであり、こうしたモデル工事は、女性技術者の育成に一定の効果があると期待されるが、一方で、女性技術者の比率が少ない現状においては対象企業が限られ、競争性の確保といった観点などから課題もあると考えている。

４　県としては、国のモデル工事や他県での取り組み状況、その結果の検証を参考にするとともに、こうした取り組みに対する建設業界のご意見も伺いながら、今後、女性技術者の育成に向けた施策についてさらに検討してまいりたい。

問３　地域包括ケアシステムについて

（１）県は、地域包括ケアシステムを構築するための市町村が抱える課題をどのように認識し、今後、市町村をどう支援していくのか、所見を問う。

県下の全市町村が、地域の特性に合った地域包括ケアシステムを構築し、介護予防事業や生活支援についての地域間格差を極力解消するには、県の市町村への継続的な支援が必要。

（答）

１　団塊の世代が75才以上となる2025年に向けて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急務である。

２　（この）地域包括ケアシステムを構築するための市町村の課題としては、地域の実情に合ったサービスが適切に提供されるよう、①都市部や中山間地域など、それぞれの地域の実情に応じたシステムをいかに構築していくか、また、②多様な生活支援サービスの担い手をいかに確保していくか、等があると認識している。

３　このため県では、まず、①地域の実情に応じたシステムづくりへの支援として、生活支援コーディネーターの配置や、住民が運営する通いの場の設置に関する手法、全国の好事例等を理解・実践するためのモデル事業、および「市町村職員等向けセミナー」などに取り組むこととしている。

また、②多様な生活支援サービスの担い手の確保への支援として、これまでのケアネット活動や老人クラブが行う訪問活動等への支援に加え、県民の担い手としての参加意識を醸成するための啓発事業を行っていくこととしている。

４　県としては、引き続き市町村の要望や意向も聞きながら、円滑に地域包括ケアシステムが構築されるよう、積極的に支援してまいりたい。

（２）地域住民による支え合い活動の担い手づくりに、県としてどのように取り組んでいくのか、所見を問う。

生活支援などの支え合い活動には地域住民の参画は不可欠であり、地域住民にその担い手になってもらうための、きっかけづくりが重要。

（答）

１　地域包括ケアシステムにおいて、生活支援サービスは、既存の介護事業所に加え、ボランティアやＮＰＯ、民間事業者など、多様な担い手により提供されることが想定されている。

２　担い手の確保は公民一体となって取り組む必要があることから、昨年６月に住民団体や事業者団体等の多様な関係者からなる「富山県地域包括ケアシステム推進会議」を設置し、今年２月に「県民も事業者も、高齢者等の生活を支える担い手となる意識をもって取り組む」ことなどを内容とする共同宣言を行ったところである。

３　今年度は、この共同宣言の取組みを県民運動へ発展させ、県民や民間企業の担い手としての参加意識を醸成するため、①地域包括ケアの関係者によるシンポジウムなどを行う「県民フォーラム」の開催、②公募によるシンボルマークの制作、③地域で高齢者の生活支援等を実践する団体の募集・登録、④地域包括ケアの実践活動が顕著な団体の顕彰などに取り組むこととしている。また、⑤地域のリーダーとして活躍いただくための実践的講座「エイジレス社会リーダー養成塾」を昨年度に引き続き開講するなど、様々な取組みを行うこととしている。

４　今後とも県民・事業者への普及啓発などに取り組み、地域の支え合いの輪ができるだけ広がるよう、努めてまいりたい。

問４　買い物弱者問題について

（１） 本県には、買い物弱者と言われる人がどのくらい存在するのか、これまでの事業の評価と、今後の支援を行っていく上での課題と併せて、問う。

　経済産業省の調査によれば全国に約600万人から700万人いると言われている。県では中山間地域を中心に買い物サービス支援事業を実施し、商工団体やＮＰＯ法人等が取り組む宅配サービス、移動販売など、買い物弱者対策事業を支援している。

（答）

１　買い物弱者に関して、明確な定義は定められていないが、「日常の買い物に不便」と感じている高齢者の人数を経済産業省の調査方法を基に単純に試算をすると、本県では、およそ６～７万人程度と推計される。また、農林水産政策研究所の調査によれば、生活必需品の買い物が困難とされる高齢者は、２万７千人とされている。

２　調査方法により数値に違いがあるものの、それぞれ増加傾向にあるとされており、県では、平成２３年度から商工団体やＮＰＯ法人等が連携して取り組む宅配サービスや移動販売等の初期費用へ助成を行っている。これまで７事業者に助成を行い、利用者からは、事業の実施を歓迎する声が多く聞かれることから、買い物弱者の生活の利便性の向上に一定の役割を果たしているものと考えている。

一方、各事業者においては、採算性の確保が大きな課題となっており、事業の継続には、潜在的な利用需要の掘り起こしや、安定した利用者の確保、効率的な運営体制の構築などが重要になる。

３　このため、県では、毎年、事業者とサービス内容の一覧表を作成し、県のホームページで公表しているほか、市町村、県社会福祉協議会や、日頃高齢者等と接触する機会の多い民生委員の方々に対して情報を提供し、広く周知に努めている。また、事業者に対しても、先進事例などの情報提供や経営相談窓口等の紹介を行っているところである。

今後とも引き続き事業に要する初期費用への助成や安定的な事業運営に向けた支援に努めてまいりたい。

（２）高齢者の生活の安心を支えるためにも、これまで福祉行政ではなかなか光が当たらなかった買い物弱者問題のようなすき間の支援ニーズを、県と市町村が的確に把握して、それをしっかりと支えていく取組みをさらに強化していくことが必要と考えるが、所見を問う。

今後、さらに高齢化が進み、都市部、中山間地域に限らず、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯は増えていく。

（答）

１　少子高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、今後、買物支援をはじめ、様々な生活支援ニーズが増大していくことが見込まれる。

２　県では、これまでも、買物代行や見守り等の地域での支え合い活動として、「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」事業や老人クラブ会員による訪問活動を支援してきた。

　また、近隣の小売店の閉店などにより、日常生活において買物に不便を感じている高齢者等が増加したため、平成23年度から買い物サービス支援事業を実施し（商工団体やＮＰＯ等が連携して取り組む宅配サービスや移動販売等に要する初期費用への助成を行うことで、）買い物の利便性の向上に努めている。

　さらに、今年2月に、地域包括ケアシステム推進会議（会長：知事）において行った共同宣言で、事業者の取組みとして、「宅配サービスや移動販売等による買い物弱者への支援」も盛り込んだところである。

３　今後、市町村が、地域包括ケアシステムを構築する中で、地域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、関係者と連携しながら、買い物弱者対策など、高齢者の生活支援ニーズを把握し、その担い手の確保を図っていくこととなる。

４　県としては、市町村のこうした取組みを支援するため、①生活支援コーディネーター養成研修や②生活支援サービス基盤整備のモデル事業を実施するとともに、県民や民間企業など多様な方々に担い手として参加いただくため、県民フォーラムの開催や実践団体の募集・登録などに取り組むこととしている。

　今後とも、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、高齢者が安心して暮らせる社会の実現に努めてまいりたい。